

事 務 連 絡  
令和3年12月23日

都道府県  
各 民生主管部（局）御中  
指定都市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

心身障害者扶養共済制度における年金受給者の現況等の確認に係る  
住民基本台帳ネットワークシステムの活用について

日頃より障害福祉行政にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

心身障害者扶養共済制度における年金受給権者の現況等の確認については、地方公共団体において、住民基本台帳や住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）で確認することにより、年金受給権者又は年金管理者（以下「年金受給者等」という。）からの住民票の写しの提出が省略可能とされています。他方、従来どおり、住民票の写しの提出により、年金受給権者の現況を確認している地方公共団体もあるところです。

この点、心身障害者扶養共済制度における年金受給権者の現況等については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づいて定めた条例に基づき、住基ネットを活用することにより、確認することが可能であり、こうした取組は年金受給権者等及び地方公共団体の負担軽減に資するものです。

今般、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）を踏まえ、地方公共団体の条例に基づき住基ネットを活用する場合の条例の規定例について、別紙のとおりお示しいたします。

各地方公共団体におかれましては、こうした条例の整備について、住民基本台帳制度の所管部署等とも連携の上、ご検討いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、必要に応じ、域内の指定都市を除く市区町村に周知されるようお願いいたします。

なお、この通知の内容については、総務省自治行政局住民制度課と協議済みであることを申し添えます。

（問い合わせ先）

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課手当係

TEL：03-5253-1111（内線：3020）

## 【条例の規定例】

- ・ 住民基本台帳法第 30 条の 13 第 1 項等(※1)の規定に基づき、都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)において条例を定める場合

### 〇〇県住民基本台帳法施行条例

第×条 住民基本台帳法第三十条の十三第一項に規定する条例で定める区域内の市町村の市町村長その他の執行機関及び同項に規定する条例で定める事務は、別表●のとおりとする。

#### 別表●

| 提供を受ける機関              | 事務                                                                                    |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 区域内的の市町村の市町村長その他の執行機関 | 心身障害者扶養共済制度に係る事務であつて次に掲げるもの<br>一 年金受給権者の〇〇の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査<br>二 ……<br>三 …… ※2 |

※1 住民基本台帳法第 30 条の 13 第 2 項の規定に基づく場合(都道府県知事が、他の都道府県の都道府県知事の求めにより、保有する本人確認情報を提供する場合)、同条第 3 項の規定に基づく場合(都道府県知事が、他の都道府県の区域内的の市町村の市町村長の求めにより、保有する本人確認情報を提供する場合)及び同法第 30 条の 14 の規定に基づく場合(市町村長が、他の市長村の市町村長の求めにより、保有する本人確認情報を提供する場合)についても、同様の形式で規定することが考えられます。

※2 上記のように規定するほか、具体的な事務内容について規則等に委任することも考えられ、形式は各団体において検討ください。

- ・ 住民基本台帳法第 30 条の 15 第 1 項の規定に基づき、都道府県において条例を定める場合

### 〇〇県住民基本台帳法施行条例

第×条 住民基本台帳法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表●のとおりとする。

#### 別表●

- 〇号 心身障害者扶養共済制度に係る事務であつて次に掲げるもの
- 一 年金受給権者の〇〇の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
  - 二 ……
  - 三 …… ※3

※3 上記のように規定するほか、具体的な事務内容について規則等に委任することも考えられ、形式は各団体において検討ください。

**【参照条文】**

◎住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（都道府県の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

（市町村の条例による本人確認情報の提供）

第三十条の十四 市町村長は、他の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。）を提供するものとする。

（本人確認情報の利用）

第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 略

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三・四 略

2～4 略

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

令和3年12月21日  
閣 議 決 定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

(11) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び独立行政法人福祉医療機構法（平 14 法 166）

条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認等については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用等により、年金受給者の情報を確認することが可能であることを令和3年中に通知する。

（関係府省：厚生労働省）

【厚生労働省】

(41) 住民基本台帳法（昭 42 法 81）及び独立行政法人福祉医療機構法（平 14 法 166）

条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度において行う年金受給者の現況確認等については、地方公共団体の条例に基づく住民基本台帳ネットワークシステムの活用等により、年金受給者の情報を確認することが可能であることを令和3年中に通知する。[再掲]

（関係府省：総務省）